

高知県公立学校事務研究会香長支部 運営規程

平成23年6月27日
高知県公立学校事務研究会香長支部

高知県公立学校事務研究会香長支部の運営について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県公立学校事務研究会香長支部（以下「支部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(支部組織)

第2条 支部は、香長支部の小中学校等に所属する学校事務職員（以下「会員」という。）で構成する。

2 支部は、嶺北・香美、香南、南国の3ブロックに分けるものとする。

(運営組織)

第3条 支部の運営は、以下に掲げる者（以下「役員」という。）が行う。

- (1) 支部長 1名
- (2) ブロック長 各ブロック1名
ただし、特別の事情あるときは、支部長とブロック長を兼ねることができる。
- (3) 総務財務部長 1名 総務財務部員 各ブロック2名
調査研究部長 1名 調査研究部員 各ブロック2名
ただし、部員については増員することを妨げないものとする。

(役員を選出)

第4条 役員は、会員の中から当該前年度末に選出し、決定するものとする。

2 支部長、部長は、以下の方法により決定するものとする。

- (1) ブロック輪番制とする。
- (2) 立候補、再任を妨げないものとし、その場合もブロック輪番制は継続するものとする。

(役員の変更)

第5条 何らかの事情により、役員が欠けた場合、役員が欠けたブロックから代替者を選出するものとする。異動等による場合も、同様とする。

ただし、立候補又は再任された支部長・部長については、ブロック輪番制により代替者を選出するものとする。

(役員会)

第6条 支部長は、支部の運営を円滑に行うため、役員を招集し、役員会を開催することができる。また、役員会は必要に応じて、部会として部ごとに開催することができる。

2 役員が役員会の開催を希望する場合は、支部長に開催を依頼することができる。依頼があった場合、支部長は部長2名と協議のうえ、開催の有無を決定するものとする。

(支部長の職務)

第7条 支部長は、支部の運営を総括する。

2 支部長は、高知県公立学校事務研究会の幹事を兼ね、幹事会に出席する。

(ブロック長の職務)

第8条 ブロック長は、支部長を補佐し、各ブロックにおける諸連絡、各種調査、書類の

配付等を行う。

(総務財務部の職務)

第9条 総務財務部は、支部研修会の準備・進行・記録、会費の徴収・執行等を行う。

2 総務財務部長は、総務財務部の運営を総括する。

(調査研究部の職務)

第10条 調査研究部は、支部の研究推進、支部の研究にかかる調査、支部研修会の内容決定・運営、「研究集録わか竹」支部研究報告原稿の作成等を行う。

2 調査研究部長は、調査研究部の運営を総括する。

(諸会計)

第11条 県正規採用学校事務職員から年会費 **800円**を徴収するものとする。

2 会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

総務財務部は、会計年度における最初の研修会において、前会計年度の決算報告を行い、本会計年度の予算案を示すものとする。

3 役員会出席旅費は、以下に掲げる算出方法とする。

$^*_{\text{数}} \times 15 \text{円}$ の額の100円未満の端数切り捨て($^*_{\text{数}}$ は高知県旅費システム試算で算出)

4 各種依頼等の郵送料について必要な通信費を支出するものとする。

会の案内配付、諸連絡等は原則メール配信で行い、通信費は支出しないものとする。

ただし、特別の事情あるときは、総務財務部会で支出について協議し、協議した事項について、総務財務部長と支部長が確認のうえ、支出の有無を決定するものとする。

5 支部研修会、役員会の資料作成等に必要な消耗品費を支出するものとする。

6 その他の費用(会場利用費、講師謝金等)については、必要に応じて、総務財務部会で執行について協議し、協議した事項について、総務財務部長と支部長が確認のうえ、支出の有無を決定するものとする。

7 本会計年度当初、支部長は役員以外の会員から監査として1名を指名するものとする。監査に指名された会員は、本会計年度末に会計諸帳簿の監査を行い、決算報告に記名するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、役員会の協議を経たうえで、会員の過半数の賛成をもって決定するものとする。

ただし、軽易な事項については、役員会の協議で決定するものとする。

2 第1項の手続きを経て決定した事項については、規程の改正を行うものとする。

ただし、軽易な事項については、内規として別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成19年5月28日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。